

令和2年4月30日

保護者 各位

広英保育園

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する対応について
(5月7日以降の当面の開園方針等のお知らせ)

保護者の皆様におかれましては、4月17日からの「特別保育」実施につきまして、多大なご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
緊急事態宣言に基づく措置は、現時点では、5月6日(水)までとされているところですが、5月7日(木)以降の当面の方針等について、取り急ぎお知らせします。

記

1. 特別保育の実施について

緊急事態宣言が延長又は解除のいずれに決定された場合も、5月9日(土)までは、特別保育を継続します。

- ◆ 5月11日(月)以降の具体的な対応については、緊急事態宣言に関する国・県の方針を踏まえて、別途お知らせします。
- ◆ 特別保育が終了となった場合も、感染拡大の再発リスクを極力避ける必要から、家庭保育可能な場合、登園自粛のご協力をお願いすることがあります。

2. 特別保育の利用申出について

現時点では、緊急事態宣言に関する国・県の方針が不明であることから、特別保育の利用条件に該当される場合、5月7日(木)以降の期間の利用についても、いったん申出をいただくこととします。

該当される方は、5月2日(土)までに、申出書のご提出をお願いします。電話でも受け付けています。

3. その他

上記は現時点での内容です。今後、状況により変更となる可能性があります。今後の園からの情報につきましては、ホームページや園掲示にて行います。必ず、目を通していただきますよう、お願いいたします。

広英保育園ホームページ
<http://koueikids.8leaf.jp/>

